夫婦関係調整調停事件の流れ

（一般的な流れを示したものです。）

申　立　て

原則として，相手方の住所地を管轄する裁判所に申立て

↓

調停期日通知

↓

第１回調停期日

通常，第１回期日は申立てから１か月程度先になります。

↓

３～４週間

調　停　期　日

調停の回数は決まっていません。
事案に応じて何回か調停期日を設けます。

↓

調　停　期　日

↓

合意ができた

調停成立

↓

- 離婚について，調停が成立した場合，１０日以内に市町村役場に離婚の届出をしなければなりません。
- 年金分割の割合を決めた場合，年金事務所等において，年金分割の請求手続を行う必要があります。
- 離婚後，母（又は父）の戸籍に子の戸籍を移したい場合，別途子供の住所地を管轄する家庭裁判所に「子の氏の変更」の手続が必要になります。子が１５歳未満の場合，親権者が申立手続を行います。

当事者が出席しない
合意ができない

調停不成立

↓

- 裁判での離婚を希望される場合，別途訴状を作成し，手数料等を添付して管轄する家庭裁判所に提出する必要があります。